

**■清泉女学院大学大学院の教育研究上の目的** 「清泉女学院大学大学院学則」(抜粋)  
(目的及び使命)

**第1条** 清泉女学院大学大学院(以下、「本大学院」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術研究を深めると共に、キリスト教の精神に基づく全人教育を教育理念として、学部における一般的・専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論とその応用を教授・研究し、また高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培い、弛まぬ自己開発を通して文化の向上と社会の福祉のために貢献しうる人人を育成することを目的とする。

2 本大学院は、共生の精神を教育の基盤として、心の問題への取り組みを通して他者のために自分を役立てる人人の育成を使命とする。

**■看護学研究科の教育研究上の目的**

(研究科、専攻及び学生定員)

**第5条** 本大学院に修士課程を置く。

2 本大学院に置く研究科、専攻及びその学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	8人	16人

(教育研究上の目的)

**第6条** 看護学研究科は、本大学院の目的、使命を果たすために、建学の精神である「キリスト教(カトリック)ヒューマニズム」に基づき、看護学分野を研究対象とする中心的な学問分野として、看護学分野に関する深い学識の涵養を図り、幅広い医療関連分野において指導的立場で活躍できる人材の養成を目指して、看護学分野に関する高度な専門的知識や能力及び応用する能力を培うとともに、問題や課題の解決に向けた柔軟な思考力と深い洞察力を養うための体系的かつ組織的な教育活動を行うことを目的とする。